



犬を飼う上で 守らなくてはならないこと

かんさつ 鑑札・すみひょう 済票



を着けていますか？

- ◆ 飼い犬を登録すると、「鑑札※」が交付されます。

※川崎市では、マイクロチップ情報を環境大臣指定登録機関（日本獣医師会）に登録した飼い犬は、犬の登録の申請があったものとみなされ、装着した「マイクロチップ」が「鑑札」とみなされます。

- ◆ 年1回狂犬病予防注射を受けさせ、「済票」の交付を受けましょう。
- ◆ 交付された「鑑札」や「済票」は、迷子になったときや、災害時の時のため、必ず首輪などに着けてください。

(マイクロチップの登録先)
犬と猫のマイクロチップ
情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会



<https://reg.mc.env.go.jp>

糞・尿の始末してありますか？

- ◆ 「糞」や「尿」は自宅で済ませるよう習慣づけましょう。
- ◆ 外でしてしまった場合、「糞」は持ち帰り、「尿」はペットシートで吸い取る、たっぷりの水で流すなど、きちんと始末をしましょう。

トイレは？



鳴き声などで迷惑をかけていませんか？

- ◆ しつけが行き届いていると、周辺地域の方々にも受け入れられやすくなり、災害時にも安心です。

しつけは？



必ずリードをつけていますか？

- ◆ 公園や河川敷でも、リードは短く持ち、犬を確実に制御してください。
- ◆ もしも飼い犬が、人や他の犬等を咬んでしまった場合には、各区役所衛生課まで届け出てください。

お散歩は？



川崎市では、災害時に、原則すべての避難所でペットとの同行避難※が可能です。

※同室避難ではありません。避難所以外の預け先も事前に検討しておきましょう。

- ☐ 予防注射やノミ・ダニ予防をしましょう。
- ☐ 日頃からクレート(ケージ)に慣れさせましょう。
- ☐ 防災用品を準備しましょう。チェックリスト参照→
- ☐ 避難先・避難経路・移動方法を確認しておきましょう。

- ☐ 餌・水(最低5日分)
- ☐ 首輪・リード
- ☐ ペットシート
- ☐ 常備薬
- ☐ バスタオル・毛布
- ☐ 食器
- ☐ ケージ(ハードタイプ)

ペットに関する相談・問合せ先

川崎区役所衛生課	044-201-3222	幸区役所衛生課	044-556-6681	中原区役所衛生課	044-744-3271
高津区役所衛生課	044-861-3322	宮前区役所衛生課	044-856-3270	多摩区役所衛生課	044-935-3306
麻生区役所衛生課	044-965-5164	動物愛護センター	044-589-7137	健康福祉局生活衛生課	044-200-2447

当チラシは、ペットを飼育していない皆様にもお知らせしたいため、ペット飼育を禁止している集合住宅等へも回覧させていただく場合がございます。何卒ご了承ください。

(令和8年9月作成)

猫を飼っている方、 お世話をしている方へ



動物は私たちの心を癒してくれますが、飼い主・世話をする人次第では地域の大きな問題となります。
猫が嫌われる存在とならないためにルールを守り、猫が地域の問題とならないようにしましょう！

1 No!置き餌

- ・世話をする猫にだけ餌を与え、食べ残しはすぐ片づけましょう。

2 Stop!繁殖

- ・世話をする猫には、不妊去勢手術をしましょう。
- ・川崎市では猫の不妊去勢手術補助金制度があります。

3 糞尿の処理

- ・猫は決まった場所で糞尿をします。
- ・頭数分のトイレを用意し、きちんと始末しましょう。

4 周囲へ配慮

- ・野良猫問題を軽減するため、猫の世話や不妊去勢手術を行っていることを説明し、地域の理解を得ましょう。

5 飼い猫は屋内で

- ・猫は屋内で飼いましょう。
- ・自由に外に出すと、猫にとって危険であるだけでなく、近所の迷惑にもなります。

6 所有者明示

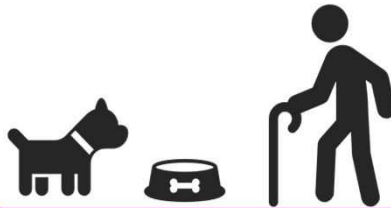
- ・猫に迷子札やマイクロチップをつけましょう。
- ・区役所衛生課では迷子札を無料配布しています。

ペットのお困りごとが増えていきます

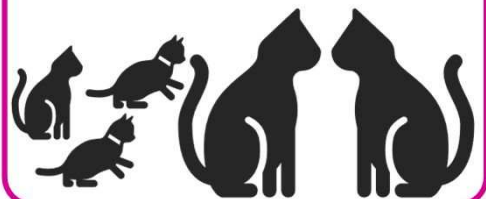
飼い主が急に入院
ペットが取り残される



飼い主もペットも高齢、
老々介護で大変



ペットが**出産!!**
次々と増えてしまう!



「備え」と「早めの相談」を!!

相談窓口は区役所の衛生課まで。(裏面参照)

リーフレット「ペットを守るのはあなたの「備え」」も配布中です。

川崎市 ペット お悩み



川崎市ホームページ
ペットのことでお悩みの方へ



犬や猫等の愛護動物の虐待・遺棄(捨てること)は犯罪です。

- ・愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金が科せられます。
- ・愛護動物を虐待又は遺棄した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科せられます。暴行を加えるなどの意図的な行為のほか、必要な世話を行わない、ケガや病気の治療をせずに放置するなど、やらなければならない行為を行わない場合(ネグレクト)も虐待に含まれます。

(令和8年9月作成)